

箕面市通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

(平成二十七年四月一日箕面市訓令第十九号)

改正 令和六年三月二十九日箕面市訓令第三十六号

(趣旨)

第一条 この要綱は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第二百五十五条の四十五第一項第一号ロに規定する通所型サービスの通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 通所介護相当サービス 法第二百五十五条の四十五第一項第一号ロに規定する通所型サービスのうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）第五条による改正前の介護保険法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護相当のものとしてこの要綱により定められるサービスをいう。

二 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(事業の一般原則)

第三条 事業者は、利用者（通所介護相当サービス等を利用する者をいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 事業者は、通所介護相当サービスを提供するに当たっては、法第百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（基本方針）

第四条 通所介護相当サービスの事業は、利用者が既に介護予防通所介護を利用しており、介護予防通所介護の利用の継続が必要な場合、多様なサービスの利用が難しい場合等に、集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善及び維持が見込まれる場合に、利用者の状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進し、介護予防通所介護と同様のサービス、生活機能の向上のための機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（身体的拘束等）

第四条の二 通所介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならぬ

い。

(従業者の員数)

第五条 事業者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従事者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 生活相談員（利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う者をいう。以下同じ。） 通所型サービスの提供日ごとに、通所型サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所型サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数

二 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 通所型サービスの単位ごとに、専ら当該通所型サービスの提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三 介護職員 通所型サービスの単位ごとに、当該通所型サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所型サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が指定通所介護事業者（大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十五号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第一百一条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防通所介護事業者（大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介

護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十六号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第九十九条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等事業基準条例第百条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業又は通所型サービスと指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第九十八条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、利用者（当該事業所における通所型サービス及び指定通所介護の利用者又は通所型サービス及び指定介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が十五人までの場合にあっては一以上、利用者の数が十五人を超える場合にあっては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 機能訓練指導員 一以上

2 当該通所型サービスの利用定員（当該事業所において同時に通所型サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が十人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、通所型サービスの単位ごとに、当該通所型サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 事業者は、通所型サービスの単位ごとに、第一項第三号の介護職員（第二項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員、次

項及び第七項において同じ。)を、常時一人以上当該通所型サービスに従事させなければならない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の通所型サービスの単位は、通所型サービスであつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 第一項第四号に掲げる機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該通所型サービスの他の職務に従事することができるものとする。

7 第一項第一号に掲げる生活相談員又は同項第三号に掲げる介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

8 事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスの事業と指定通所介護の事業又は通所型サービスの事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第一百一条第一項から第七項まで又は指定介護予防サービス等基準条例第九十九条第一項から第七項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第六条 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備、備品等）

第七条 事業所には、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所型サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならぬ。

2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準

イ それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ 食堂及び機能訓練室とが相互に効用を兼ねる場合であつて食事の提供及び機能訓練の実施に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、いずれかを設けないことができること。

二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第一項に掲げる設備は、専ら通所型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスの事業と指定通所介護の事業又は通所型サービスの事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第一百三条第一項から第三項まで又は指定介護予防サービス等基準条例第一百一条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前三項に規定する基準を満たしているものと

みなすことができる。

(利用料等の受領)

第八条 通所型サービスは、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者が
ら受けことができる。

一 食事の提供に要する費用

二 おむつ代

三 前各号に掲げるもののほか、通所型サービスの提供において提供さ
れる便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用
であつて、その利用者に負担させることが適當と認められる費用

(個別計画の作成)

第九条 事業所の管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏ま
えて、通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサー
ビスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービス個
別計画を作成するものとする。

(内容及び手続の説明並びに同意)

第十条 事業者は、通所型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利
用申込者又はその家族に対し、次条に規定する重要事項に関する規程の
概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資す
ると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供
の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(重要事項に関する規程の概要)

第十一条 事業者は、事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営につい
ての重要な事項に関する規程を定めておくものとする。

一 営業日及び営業時間

二 通所型サービスの利用定員

三 通所型サービスの利用料、その他の費用

四 緊急時等における対応方法

五 非常災害対策

六 虐待の防止のための措置に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項 (提供拒否の禁止)

第十二条 事業者は、正当な理由なく通所型サービスの提供を拒んではならない。

(勤務体制の整備)

第十二条の二 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第十二条の三 事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護相当サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第十三条 事業者は、利用者の使用する施設、設備、食器、飲用水等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。

3 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（掲示）

第十三条の二 事業者は、事業所の見やすい場所に、第十一条に規定する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項（以下この条において単に「重要な事項」という。）を掲示しなければならない。

2 事業者は、重要な事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第十四条 事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、サービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

(苦情への対応)

第十五条 事業者は、提供した通所型サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、提供した通所型サービスに關し、法第二十三条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に關して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合において

は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

- 4 事業者は、市から求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

- 5 事業者は、提供した通所型サービスに係る利用者からの苦情に関する国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

- 6 事業者は、国民健康保険団体連合会から求めがあつた場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第十六条 事業者は、利用者に対する通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して行つた処置について記録しなければならない。

- 3 事業者は、利用者に対する通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（虐待の防止）

第十六条の二 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に

開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

第十七条 事業者は、当該通所型サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするとときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

一 廃止し、又は休止しようとする年月日

二 廃止し、又は休止しようとする理由

三 現に通所型サービスを受けている者に対する措置

四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出日の前一月以内に当該通所型サービスを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該通所型サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な通所型サービス等が継続的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター、他の通所型サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（委任）

第十八条 この要綱に定めるもののほか、当該通所型サービスの基準に關し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（令和六年箕面市訓令第三十六号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和六年四月一日から施行する。
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 この要綱の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、改正後の第十三条の二第三項の規定の適用については、同項中「事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。